

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
27	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

那覇市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

那覇市長

公表日

令和2年3月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・国民年金法に基づき国民年金第1号被保険者の加入喪失手続及び保険料免除受付等を行う。 ・国民年金法に基づき法定受託事務にかかる受給者の裁定の請求その他給付関係の申請書を受理し、日本年金機構に進達する。 ・特定個人情報ファイルは、国民年金法の規定に従い、次の事務に利用している。 ①第1号被保険者資格喪失の承認申請(任意脱退)の受理、資格取得・種別変更・資格喪失・死亡の届出の受理 ②第1号被保険者・任意加入被保険者氏名変更・住所変更の受理、住所変更報告(転出)・居所未登録者の報告、資格記録・生年月日性別訂正報告書の報告、国民年金手帳の再交付申請の受理、付加保険料の納付の申出の受理、付加保険料の納付しないことの申出の受理 ③任意加入被保険者及び特例による任意加入被保険者資格取得・資格喪失(死亡喪失)申出の受理 ④農業者年金基金の被保険者である第1号被保険者付加保険料の納付の申出の受理、付加保険料の納付しないことの申出の受理 ⑤保険料納付の法定免除(資格の確認・所得情報の照会)該当届出、不該当届出の受理 ⑥保険料全額(または一部)免除の申請、保険料全額(または一部)免除の取消の届出 ⑦納付猶予の届出、取消の届出 ⑧学生などの保険料納付の特例に係る申請、特例の不該当届の申請、特例の取消の申請 ⑨産前産後免除該当届出の受理 ⑩老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金、年金生活者支援給付金などに関する裁定請求書、申請書、届出等の受理・審査・通知 ⑪特別障害給付金、老齢福祉年金に関する裁定請求書、申請書、届出等の受理、通知 ⑫年金事務所が実施する未納者対策に係る適用勤奨や免除勤奨に必要な情報提供
③システムの名称	国民年金システム、庁内連携システム、宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の31の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right; text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の47、48、50の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民文化部 ハイサイ市民課 国民年金G
②所属長の役職名	参事兼課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	那覇市役所 総務部法制契約課市政情報センター 〒900-8585 那覇市泉崎1-1-1 電話:098-869-8191
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	那覇市役所 市民文化部ハイサイ市民課国民年金G 〒900-8585 那覇市泉崎1-1-1 電話:098-861-6901

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="checkbox"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="radio"/>]接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月1日	I 5. ②所属長	ハイサイ市民課長 仲真 均	ハイサイ市民課長 宮城 寿満子	事後	
平成28年4月1日	I 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	那覇市役所 総務部総務課市政情報センター 〒900-8585 那覇市泉崎1-1-1 電話:098-862-9930	那覇市役所 市民文化部市民生活安全課市政情報センター 〒900-8585 那覇市泉崎1-1-1 電話:098-862-993	事後	
平成28年4月1日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成26年12月26日時点	平成27年12月28日時点	事後	
平成28年4月1日	II 2. 対象人数 いつ時点の計数か	平成26年12月26日時点	平成27年12月28日時点	事後	
平成31年4月1日	I 1. ②事務の概要	⑦若年者納付猶予の届出、取消の届出	⑦納付猶予の届出、取消の届出	事後	
平成31年4月1日	I 1. ②事務の概要	⑨高齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金などに関する裁定請求書、申請書、届出等の受理・審査・通知	⑨高齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金、年金生活者支援給付金などに関する裁定請求書、申請書、届出等の受理・審査・通知	事前	
平成31年4月1日	I 5. ②所属長	ハイサイ市民課長 宮城 寿満子	ハイサイ市民課長 当山 浩子	事後	
平成31年4月1日	II 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人が	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
平成31年4月1日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年12月28日時点	平成31年3月5日時点	事後	
平成31年4月1日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年12月28日時点	平成31年3月5日時点	事後	
平成31年4月1日	IV 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	-	基礎項目評価書	事後	
平成31年4月1日	IV 2. 特定個人情報の入手	-	十分である	事後	
平成31年4月1日	IV 3. 目的を超えた紐づけ、事務に必要なし情報との紐づけが行われるリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	
平成31年4月1日	IV 3. 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	
平成31年4月1日	IV 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託	-	[O]委託しない	事後	
平成31年4月1日	IV 5. 特定個人情報の提供・移転	-	十分である	事後	
平成31年4月1日	IV 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	-	[O]接続しない(入手) []接続しない(提供)	事後	
平成31年4月1日	IV 6. 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	
平成31年4月1日	IV 7. 特定個人情報の保管・消去	-	十分である	事後	
平成31年4月1日	IV 8. 監査	-	[O]自己点検 [O]内部監査 []外部監査	事後	
平成31年4月1日	IV 9. 従業者に対する教育・啓発	-	十分に行っている	事後	
平成32年4月1日	I 1. ②事務の概要	⑨高齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金、年金生活者支援給付金などに関する裁定請求書、申請書、届出等の受理・審査・通知 ⑩特別障害給付金、老齢福祉年金に関する裁定請求書、申請書、届出等の受理、通知 ⑪年金事務所が実施する未納者対策に係る適用勸奨や免除勸奨に必要な情報提供	⑨産前産後免除該当届出の受理 ⑩高齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金、年金生活者支援給付金などに関する裁定請求書、申請書、届出等の受理・審査・通知 ⑪特別障害給付金、老齢福祉年金に関する裁定請求書、申請書、届出等の受理、通知 ⑫年金事務所が実施する未納者対策に係る適用勸奨や免除勸奨に必要な情報提供	事前	
平成32年4月1日	I 5. ②所属長の役職名	ハイサイ市民課長 当山 浩子	参事兼課長	事後	
平成32年2月1日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年3月5日時点	令和2年2月1日時点	事後	
平成32年2月1日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年3月5日時点	令和2年2月1日時点	事後	
平成32年4月1日	I 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	那覇市役所 市民文化部市民生活安全課市政情報センター 〒900-8585 那覇市泉崎1-1-1 電話:098-862-9930	那覇市役所 総務部法制契約課市政情報センター 〒900-8585 那覇市泉崎1-1-1 電話:098-861-8191	事前	